

令和6年1月31日

北海道知事 様

報告者



住 所 北海道北見市北3条東1丁目2
株式会社まちづくり北見
氏 名 代表取締役 永田 正記

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項(附則第5項において準用する同条例第32条第1項)の規定により、次のとおり令和4年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	まちきた大通ビル
所在地	北海道北見市大通西2丁目1番地

2 地域貢献活動の実施期間

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績
(1) 地域との連携推進			
① 商店街振興組合、商工会議所等への加入	・北見商工会議所 ・北見商店街振興組合連合会 ・北見銀座商店街振興組合	平成19年加入	加入継続
② 中心市街地活性化の取組への協力	・北見市中心市街地活性化協議会 ・中心商店街元気研究会 ・火曜日の地下、6階の営業開始	平成19年加入 令和2年8月から	加入継続 実施継続
③ 地域イベントや各種行事など地域づくり等への参加、協力	・北見3大まつりへの参加および協賛(ぼんちまつり・菊祭り・冬まつり) ・中心商店街主催の各種お祭り・イベントへの参加 ・中心商店街との共同売出し等の実施 ・北見オクトーバーフェスト共同開催	毎年7・11・2月 随時 12月 毎年10月	継続 継続 継続 継続
④ 地域活動のためのコミュニティースペースの開放や地域コミュニティ醸成のための託児スペースの設置	・市民ギャラリー(地域各種文化サークル発表の場を提供) ・憩いの広場 ・北見市屋内子ども遊戯場「パラきたKID'S」の設置と運営受託	平成19年設置 平成19年設置 平成28年から	実施継続 実施継続 実施継続

⑤地域住民との協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様の声BOXを設置しお客様のご意見やご要望を経営に反映する ・商店街の連合会・理事会・役員会交流等に参加 	平成19年設置 平成19年から	継続実施 継続実施
⑥地域貢献担当窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・下記担当窓口のとおり設置 	平成22年から	継続設置
(2)地産地消等の産消協働の取組			
①地域企業や道内企業との取引促進	<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食品を中心に地元生産食品の積極的仕入 ・事務用品・機器等を地元企業から購入 ・改装工事等で地元企業を積極的に活用 	平成19年から	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施
②地域及び道内の商業者のテナント入居促進	<ul style="list-style-type: none"> ・物販部門における地元テナントの積極的入店促進 ・食堂街での地元企業の入居率100% 	平成19年から	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施
③道産品の積極的な販売、PR、需要の拡大に向けた情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・道産品コーナーの設置 ・ギフト期のオホーツクギフトの提案 ・SNSでの地元産品の紹介・販売 	平成19年から 平成19年から 平成22年から	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施
(3)地域雇用の確保			
①地域及び道内からの雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地元高校、道内大学からの積極的採用(当社従業員の99%が地元採用) 	平成21年から	・継続実施
②安定的雇用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からのパート採用 ・地元ハローワークとの連携 	平成19年から	・継続実施
③障害者、高齢者等の雇用・就業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターからの採用 		・継続実施
④ゆとりある勤労者生活の確保(週休2日制の定着、年末年始休暇等の取得促進)	<ul style="list-style-type: none"> ・所定内就業時間厳守の指導 ・定休日の設定 ・元旦休業 ・出産、育児休暇の実施 ・連続休暇制度(前期、後期各4日)設定 ・介護休暇 ・有給休暇取得促進 	平成19年から 平成19年から 平成20年から 平成20年から 平成19年から 平成19年から 平成19年から	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施
⑤従業員の職業能力開発の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・社内教育の実施 ・各専門資格取得促進 	平成19年から 随時	・継続実施
(4)防犯・防災対策の推進			
①深夜等における青少年の非行防止への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間営業はしていません 	平成19年から	・継続実施
②緊急時の物資の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用毛布などの備蓄 ・積極的に協力いたします 	平成19年から 随時	・継続実施
③災害時における緊急避難場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に協力いたします 	随時	・継続実施

④災害時におけるボランティア活動への支援	・積極的に協力いたします	随時	・継続実施
(5)環境対策の推進			
①リサイクル対策等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ分別収集の実施 ・簡易包装の推進 ・リサイクル製品の購入(事務用品) ・百貨店統一ハンガーのリサイクル ・マイバッグ持参の推進 ・レジ袋の有料化 	平成19年から 令和2年7月から	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施
②環境美化対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗周りの清掃 ・花壇の整備事業 	平成19年から	・継続実施
③エネルギー対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・チームマイナス5%への参加 ・館内温度設定の見直し ・貨物用エレベーターの省エネ運行 ・夜間暖房温度設定の変更(冬季) ・LED電球への切り替え ・不要照明の消灯を徹底 ・冷却水ポンプのインバーター制御運転 ・外調機・空調機のインバーター制御運転 	毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施 ・平成28年5月 ・継続実施 ・継続実施 ・継続実施
④環境全般への配慮	・随時取り組んでいる		・継続実施
(6)撤退時の的確な対応			
①地域住民への早期の情報提供	・できるだけ早期に情報提供(※撤退はないものと考えております)		
②他企業との連携などによる従業員の雇用の確保	・関連会社等への雇用斡旋		
③キーテナントも含めたテナントの後継店舗の早期確保	・早期確保に努める		
④店舗閉鎖に伴う取引企業や環境・景観への配慮	・関係省庁の指導厳守		
(7)その他まちづくりへの協力			
①市町村等が進める交通対策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・安全運転の徹底 ・安全運転管理者協会加入 ・交通安全協会加入・表彰 	平成20年から	・継続実施
②地域における魅力ある景観形成への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道景観条例の順守 ・花壇の整備事業 	平成20年から	・継続実施
(8)その他地域貢献に関する取組			

①物産催事の開催	・高知県の観光と物産展、江戸下町賑わい大市、九州・沖縄物産展、全国うまいもの会(4月、9月の2回)	平成20年から	・継続実施
②社会教育への協力	・地元小学校の施設見学、地元中学校、高校、専門学校のインターンシップの受入れ		・継続実施

4 地域貢献活動の担当者

所属名	株式会社まちづくり北見
職・氏名	営業部 部長 原徹郎
電話番号等	0157-31-3600

<担当者連絡先>

所属名	株式会社まちづくり北見
職・氏名	営業部 部長 原徹郎
電話番号	0157-31-3600
電子メールアドレス	tetsuro.hara@matizukuri.co.jp

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。

- 2 「3 地域貢献活動の実施の状況」は、地域貢献活動計画書(別記第6号様式)の「2 地域貢献活動の実施に関する計画」(条例第30条第1項(条例附則第5項において準用する場合を含む。))の規定により変更後の地域貢献活動計画を提出した者にあつては、地域貢献活動計画書(変更後)(別記第7号様式)の「3 変更後の地域貢献活動計画」の「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」の項目に即して記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。